

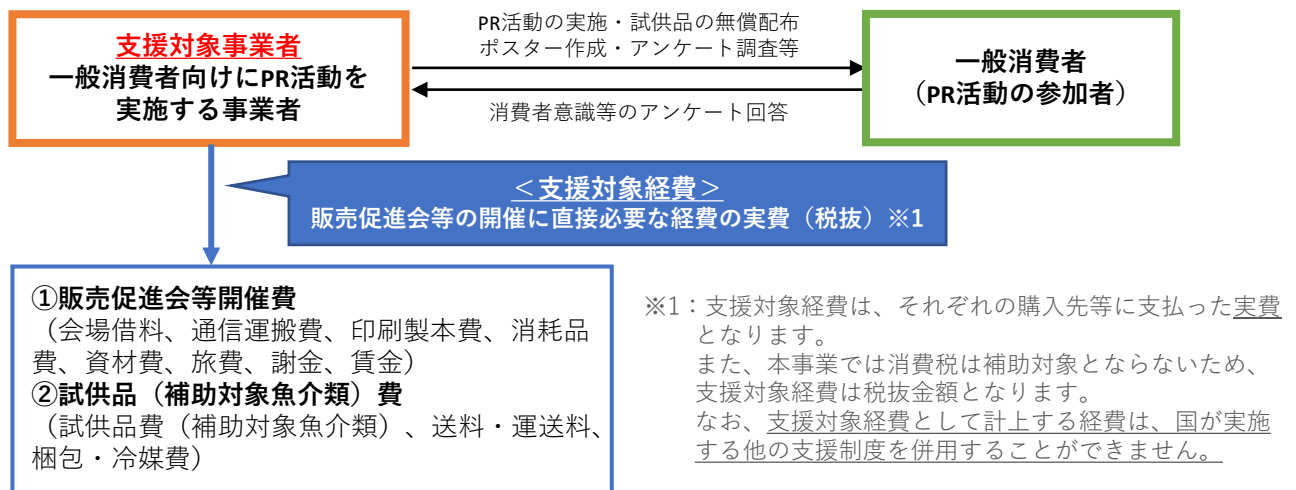
令和2年度水産物販売促進緊急対策事業（うち販売促進会・PR活動の実施事業） （市場フェア・料理教室・広域的な品目のポスター作成） 活用希望事業者 募集（第5期）

ポイント

1. 本事業のPR活動は、参加費を徴収しないものを対象とします（事業対象品目以外の食材費や保険代は除く）。
2. 料理教室は15名以上を想定しています。
3. 広域的な品目をPRするポスターのみの作成も可能です。

■本事業について

新型コロナウイルス感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や輸出の停滞又は外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている水産物等について、その販売促進に緊急的に取り組む必要があります。本事業は、こうした課題に対して、一般消費者向けにPR活動（市場フェア、料理教室等）を実施し、魚食普及のための資材等を作成・配布し事業対象品目を無償配布することにより、水産物の在庫解消を図ることを目的とします。



■応募いただける事業者

本事業に応募いただけるのは、一般消費者向けにPR活動（市場フェア、料理教室等）を実施し、魚食普及のための資材等を作成・配布し、事業対象品目を無償配布できる民間団体等（個人・個人事業主含む）です。なお、**任意団体、学校、個人・個人事業主については活動概要・実績票（公募要領別紙1）を提出**してください。

※支援対象事業者の要件は、公募要領及び公募要領別紙をご確認ください。

■第5期募集における支援対象金額

第5期募集における1事業者に対する支援対象金額の**上限額は400万円（市場フェアの場合）**とします。
（下限額は設けません）

※支援金額は課題提案書に記載された事業実施計画等の審査の結果や本事業を幅広く活用いただくために、課題提案書で計画された支援金額とならない場合があります。

申請方法

応募は下記の専用ホームページを通じて行います。申請ページに必要事項を入力の上、必要書類（PDFデータ）を添付し、オンライン申請してください。

- 令和2年度水産物販売促進緊急対策事業
（うち販売促進会・PR活動の実施事業）専用ホームページ
<https://suisan-ouen.jp/pr.html>

- 申請期間（第5期）

令和2年10月16日（金）～ 同年10月26日（月）17時まで

■事業対象品目

事業対象品目は、令和2年8月17日現在、以下となっております。

アイナメ、アオメエソ、アジ類、アナゴ類、アユ、アンコウ、イカナゴ、イカ類、イサキ、イボダイ、イワシ類、ウナギ、ウニ類、エビ類、貝類、海藻類、カジキ類、カツオ類、カニ類、カマス、カレイ類、カワハギ、キス、キビナゴ、魚卵、グチ、鯨類、コチ、コノシロ、サケ・マス類、サバ、サメ類、サヨリ、サワラ類、サンマ、シイラ、シシャモ、シラウオ、スズキ、タイ類、タカベ、タコ類、タチウオ、タラ類、淡水魚類、チョウザメ、トビウオ、ナマコ、ハタ、ハタハタ、ハモ、ヒゲダラ、ヒラメ、フグ類、ブリ類、ホウボウ、ホタテガイ、ホッケ、ホヤ、ボラ、マグロ類、マダイ、マナガツオ、マンタイ、ムツ、メゴチ、メダイ、メヌケ類、ヤガラ

水産加工品等の要件

支援対象品目に該当する水産加工品等は、以下の全ての要件を満たすものです。

1. 食品表示基準第2条別表第1における、「加工魚介類」、「加工海藻類」、「その他の水産加工食品」、「調理食品」のいずれかに該当するものであること。
2. 事業対象品目の名称が商品名に含まれていること。
3. 事業対象品目の原料原産地名が表示されていること。
4. 当該水産加工品に占める水産物のうち、事業対象品目の重量の割合（複数の事業対象品目が含まれる場合は合計の重量割合）が最も高く、その重量割合が50%以上であること。

加工魚介類	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
加工海藻類	こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
その他の水産加工食品	「加工魚介類」及び「加工海藻類」に分類されない水産加工食品
調理食品	調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品

■支援対象経費

補助対象となる経費は、事業対象品目を一般消費者向けに無償配布するPR活動の実施において、直接必要な以下の経費です。

- ・販売促進会等開催費（会場借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金）
- ・試供品提供に係る経費（試供品費、送料・運送料、梱包・冷媒費）

※補助対象となる要件は、公募要領及び公募要領別紙をご確認ください。

支援対象経費の主な留意点

- ①試供品は国産の事業対象品目に限ります。
- ②謝金を計上する場合は、外部専門家の経歴等がわかる資料を添付してください。（様式自由）
- ③賃金の単価は、1時間あたり1,100円以内を基準単価とする他に、独自に設定することも可能です。その場合は、積算根拠（公募要領別紙様式2）を提出してください。
- ④賃金の算出に必要な直接作業時間は、課題提案書では想定する作業時間を記載し、精算の際には出勤簿と人件費の対象となっている事業従事者ごとの作業日誌を整備してください（公募要領別紙を参照）。
- ⑤PR活動の実施にあたり、「実施概要」「配布・掲出資料」「実施結果」「実施状況がわかる写真等」を提出いただきます。

問い合わせ先 / 事業実施主体（事務局）

本事業は、一般社団法人大日本水産会と株式会社アール・ピー・アイが共同で設置する水産物販売促進緊急対策事業共同事務局が実施します。

問い合わせ専用メールアドレス：info_atmark_suisan-ouen.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

電話：03-5212-3413（事務局宛）

※極力メールでのお問い合わせをお願いいたします。

※お電話によるお問い合わせ対応時間は平日：11:00～17:00とさせていただきます。

●水産物販売緊急対策事業共同事務局（応募担当）

〒101-0051 千代田区神田神保町2-38 いちご九段ビル3F 株式会社アール・ピー・アイ内